

特定非営利活動法人認知症介護家族の会うさぎ

介護職における倫理規程

前 文

人々は、生涯にわたり健康であり続けたいと願い、その人らしく住み慣れた家や地域で、幸せに過ごしたいと望んでいる。介護はこのような一人ひとりのニーズに応え、健康的で自立した生活の実現に向けて貢献することを使命としている。

介護においては、生活の継続性、自己決定の尊重、残存機能の活用が「介護の三原則」と言われている。介護は、あらゆる年代の個人、家族、集団、地域社会で生活する人々を対象としている。そして、介護の提供に当たっては、対象者が可能な限り、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護、その他の生活全般にわたる日常生活上の世話及び機能訓練を行う。さらに必要な日常生活上の世話においては持っている能力を引き出すように関わることにより、対象者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図ることを目的としている。

介護職に従事する者は、免許によって介護を実践する権限を与えられた者である。介護の実践においては、人々の生きる権利（基本的人権）、尊厳を保持される権利、敬意のこもった介護を受ける権利、平等な介護を受ける権利などの人権を尊重すること、かつ倫理的な配慮をすることが求められる。更には、専門職としての誇りと自覚をもてるよう日々研鑽を積むことも求められる。

特定非営利活動法人認知症介護家族の会うさぎの「介護職における倫理規程」は、あらゆる実践の場で介護を担う介護職の行動指針であり、自己の介護を振り返る際の基盤となるものである。また、介護の実践について専門職として引き受ける覚悟と責任を地域社会の人々に対して示すものである。

本文

(生きる権利の尊重)

1 介護職は、人の生命、人間としての生きる権利を尊重する。

WHOは、「人種、宗教、政治的信条や経済的・社会的条件によって差別されることなく、最高水準の健康にめぐまれることは、あらゆる人々にとっての基本的人権のひとつ」(WHO、公益社団法人日本WHO協会仮訳)としている。介護職は、あらゆる場においてすべての人々の基本的人権を大切に思い行動する。同時に、一人ひとりの健康的で自立した生活を支援する専門職であることを自覚し、高い倫理観をもって人の生命と人間として生きる権利を尊重し行動する。

(人間としての尊厳保持)

2 介護職は、介護の対象となる人々の人間としての尊厳を保持する。

介護の対象となる人々は、人間としての尊厳を保持される権利を有している。介護の実践においては、人間としての尊厳を保持し、常に誠実な倫理的配慮をもってその人らしい生き方や健康的で自立した生活の実現に貢献するよう努める。又、対象となる人々が、常に人として尊重されていると感じられるよう行動する。

(平等な介護の提供)

3 介護職は、介護の対象となる人々に平等な介護を提供する。

介護の対象となる人々は、平等な介護を受ける権利を有している。介護における平等とは、誰に対しても同じ介護を提供することではなく、その人の個別性やニーズに応じた介護を提供することである。介護の実践においては、その人の個別的な特性を的確に把握しそれを尊重することが重要である。又、時代や社会の変化とともに人々の生き方や健康的な生活に対するニーズも多様化しているため、介護職は豊かな感性をもってそのニーズを理解し、真摯に受け止める姿勢をもって対応する。

介護職における倫理規程

(信頼関係に基づいた介護)

4 介護職は、信頼関係に基づいた介護を提供するために、介護の対象となる人々との間に信頼関係を築く。

介護の実践においては、ただ単に介護の知識や技術を提供するのではなく、信頼関係に基づいた介護を提供することが求められる。その為には対象となる人々との間に築かれる信頼関係が最も重要である。介護の対象となる人々のより健康的で自立した生活の実現のために、介護職は人々に寄り添うこと、人々の信頼に誠実に応えること、自らの実践について十分な説明を行い理解と同意を得ること、実践した結果に対して責任をもつことを通して、信頼関係を築き発展させるよう努める。

(知る権利及び自己決定の権利の尊重)

5 介護職は、人々のもつ知る権利及び自己決定の権利を尊重し、それに基づいた選択ができるよう支援する。

人々は、知る権利及び自己決定の権利を有している。介護職は、これらの権利を尊重し、十分な情報を提供した上で、保健・医療・福祉、生き方などに対する一人ひとりの考えや価値観及び要望を尊重した意思決定を支援する。介護の場においては、介護の内容や目標等を丁寧に説明し、同意を得た上で、意思決定に基づいた介護を実践することが重要である。意思決定支援においては、十分な情報を提供し共有した上で、その人にとって最善の選択を合意形成するまでともに歩む姿勢で臨む。

(個人情報の保護)

6 介護職は、対象となる人々の個人情報を適正に取り扱い、保護する。

介護職は、介護の実践において対象となる人々の秘密に触れる機会が多い。しかし、正当な理由なく、業務上知り得た秘密を口外してはならない。対象となる人々に適切な介護を提供するためには個人情報が必要であり、さらに、多職種と緊密で正確な情報共有も必要である。介護職は、個人情報の取得・共有の際には、対象となる人々にその必要性を説明し同意を得るよう努め、情報の管理など適正に取り扱う。また、家族等との情報共有に際しても、本人の承諾を得るよう最大限、誠意のある態度で臨む。

介護職における倫理規程

(人権の保護)

7 介護職は、対象となる人々の生命や人権が脅かされている、不利益や危害が生じているときは、人々を保護し安全を確保する。

介護職は、常に人々の健康と安心・安全が保障された生活の実現のために行動する。介護職は、介護の実践において人々の生命や人権が脅かされている、不利益や危害が生じている場面、不適切な行為を発見する立場にある。介護職がこれらの行動や行為に気づいたときは、その事実を目を背けることなく人々を保護し安全を確保するよう行動する。その際には、多職種と情報を共有し熟慮したうえで対応する。又、保健・医療・福祉の提供においては、関係者による不適切な判断や行為がなされる可能性や、介護職の行為が対象となる人々を傷つける可能性がある。これらを含めて、介護職はいかなる害の可能性にも注意を払い、人々の生命と人権を守るために働きかける。非倫理的な実践や状況に気づいた場合には疑義を唱え、適切な保健・医療・福祉が提供されるよう働きかける。

(介護実践への責任)

8 介護職は、自己の能力を的確に把握し、常に介護実践に対して責任をもつ。

介護職は、自己の能力を的確に把握し、常に自らの介護実践に対して責任を持つ。介護職は自己の実践する介護について、説明を行う責任と判断及び実施した行為とその結果についての責任を負う。介護職の業務に関連する法令を遵守し、自己の責任と能力の範囲内で介護を実践する。また、自己の能力を超えた介護が求められる場合には、支援や指導を自ら得たり、業務の変更を求めたりして、安全で質の高い介護を提供するよう努める。さらに、他の介護職などに業務を移譲する場合は自己及び相手の能力を正しく判断し、対象となる人々の不利益とならないよう留意する。

介護職における倫理規程

(継続学習と後進の育成)

9 介護職は、自らの職務に対する責任として、常に新しい知識・技術を習得し学習を継続していく。

介護職は、保健・医療・福祉の進歩ならびに社会的価値の変化にともない多様化する人々の健康上のニーズに対応していくために、常に専門的能力が求められる。専門的能力をもち、より質の高い介護を提供するために、免許を受けた後も自ら進んでさまざまな機会を活用し、常に新しい知識や技術の習得に努めることは、介護職自らの責任ならびに責務である。また、質の高い介護の提供を保障するために、後進の育成に努めることも介護職の責務である。

(多職種との協働)

10 介護職は、多職種で協働し、よりよい保健・医療・福祉の実現を目指す。

介護職は、対象となる人々の健康上及び生活上のニーズに対応していくために、多職種で協働し、より質の高い保健・医療・福祉の実現に貢献することを目指す。多職種の協働においては、その関係者が各々の職種を知り、相互理解を深めようと努力することが重要である。そして、多職種がその能力を最大限に発揮しながら協働し、人々の健康上及び生活上のニーズに対応するべく行動する。

(行動指針に基づく職務遂行)

11 介護職は、より質の高い介護を行うために、職務に関する行動指針を設定し、それに基づき行動する。

介護職の行動指針とは、介護職としての取るべき態度、進むべき方向を示すものである。介護の対象となる人々のより健康的で自立した生活の実現のため、更にはより質の高い介護を提供するために介護職の行動指針はある。介護の実践においては、その職務に対する責任を全うするために介護職の行動指針に基づき行動する。

介護職における倫理規程

(介護職の健康維持)

1 2 介護職は、より質の高い介護を行うために、自ら身体的・精神的・社会的に良好な状態を保つ。

介護職がより質の高い介護を提供するためには、自ら身体的・精神的・社会的な状態を良好に保つことが重要である。介護を担う者が、心身ともに健康で安定していることが、よりよい介護につながり、結果として対象となる人々へも良い影響をもたらす。そのためには、介護職は常に仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）をとることやメンタルヘルスケアに努める。さらに、介護職は、介護の実践において、自然災害、感染、ハラスメント、暴力等の危険が伴うものである。そのため、すべての介護職が健全で安全な環境で働くことができるよう、個人と組織の両側面から取り組む。

参考 看護職の倫理綱領 公益社団法人日本看護協会
日本介護福祉士会倫理綱領

附則 この介護職における倫理規程は令和8年3月1日から施行する。